（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁
適格機関投資家、財団、鉱業財団、有権者申出方、公示送達、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　二
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三〇
会社その他

府令

○内閣府令第六十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十六条の十五第一項及び第九十条の四第二項の規定に基づき、災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項第二号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同条第二項中「被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード」を「被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」に改める。

第八条の六第一項第一号中「住所」の下に「又は居所」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（次項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（経過措置）

2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カードは、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードとみなして、この府令による改正後の災害対策基本法施行規則の規定を適用する。

規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十一月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―三〇―八八

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第一項第一号中「事業所又は」を「事業所若しくは」に改め、「地方航空局」の下に「又は人事院の定める環境省東北地方環境事務所の官署」を加え、「第三条第一項第一号」を「第三条第一号」に、「若しくは第十二号」を「、第十二号若しくは第二十七号の二」に改め、「関連する事業」の下に「（同号に掲げる施設に関する事業又はこの事業に関連する事業にあつては、人事院の定めるものに限る。）」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

○内閣府
財務省告示第八号

沖縄振興開発金融公庫法施行規則（昭和四十七年総理府大蔵省令第一号）第二条第二号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第一条の三第五号の災害を次のとおり指定する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年九月二十八日及び同月二十九日の沖縄県八重山郡与那国町における平成二十七年台風第二十一号による災害

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　昭和四十九年大蔵省告示第一号は、廃止する。

○総務省告示第四百十二号

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）第二十四条第一項の規定により株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、これを公表する。

平成二十七年十一月三十日

総務大臣　山本　早苗

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準

機構が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を次のとおり定めることとする。

1　支援の対象となる対象事業が満たすべき基準

機構の支援の対象となる対象事業は、次の⑴から⑷までに定める基準をいずれも満たすこととする。

⑴　政策的意義

①　我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験が活用され、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大に通じるものであること。

②　通信・放送・郵便に係るインフラの整備及びその運営若しくは維持管理又はこれらと当該インフラを活用したＩＣＴサービス若しくは放送コンテンツの提供等をパッケージで行おうとするものであること。

③　海外における需要の開拓又は事業の円滑な運営のために、機構による支援が有効であると見込まれるものであること。

④　我が国の外交政策及び対外経済政策との調和がとれているものであること。